



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第9号 令和2年6月 発行



A COLUMN ～記事～

## 「緊急事態宣言解除」～ 戻り始めた日常

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が5月14日に解除されました。これから少しずつでも日常が戻ることを期待します。

私の母は小学校で働いていますが、5月20日から児童の登校が始まり忙しい思いをしています。教員はフェースシールドをしたり、児童が帰ったらくまなく消毒をするということをしているみたいです。

新型コロナウイルスが流行する前は、私も出勤中に多くの小中高生の姿を目にしましたが、緊急事態宣言が出されてから、一切出勤中に子供たちの姿を目にしなくなりました。緊急事態宣言が解除され、出勤中に子供たちの姿を目にしたとき、少しですが日常に戻ったのかなと感じました。やはり、子供の存在は大きいですね。

子供は社会全体で大切にしなければいけないとは思いますが、その一方で、子供の夢を壊すようなことも起きています。高校球児の目標である甲子園が春に続いて夏も中止となりました。新型コロナウイルスの感染、球児の練習不足などを考えると仕方がないとも思いますが、当事務者である球児達は仕方がないという言葉では片付けられないほどショックを受けているものと思われます。

ショックを受けた球児の心のケアを大人が今後考えなければなりません。春の甲子園に出場予定だった仙台育英高校の監督が、春の甲子園に出場予定だった東北の3チームで戦いたいと言っていました。甲子園に出る喜びと比較できないかもしれませんが、このような代替手段を講じることが大切ではないでしょうか。

緊急事態宣言が解除されてから、『新しい生活様式』という言葉がよく叫ばれています。新型コロナウイルスに罹患しないよう生活様式を新しいものにすることも大事ですが、通常であれば出来たであろうことが出来なくなった人に対する補償・ケアを考えてこそ、次のことを考えることが出来ると私は思います。



EXPLANATION ～解説～

## 利益相反取引②

先月号からの続きで今月号も利益相反取引の解説をしたいと思います。

会社法に規定されている利益相反取引のうち、「株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき」とは、以下のような場合を指します。

- ① 株式会社が取締役の債務を保証する場合
- ② 株式会社が取締役の債務を引き受ける場合
- ③ 株式会社所有の資産に取締役を債務者とする担保権を設定する場合

上記の内、不動産登記で問題となるのは③です。取締役個人が金融機関から借入を行い、その債務の担保として株式会社所有の不動産に(根)抵当権を設定する場合、取締役会(株主総会)の決議が必要となり、法務局への申請の際も、添付書面として承認を証する議事録等を提出する必要があります。

## 1. 会社法以外の利益相反取引

今までは、会社法に規定する利益相反取引を解説してきましたが、利益相反取引は相続などでも起こりえます。例えば、相続が発生した場合で、相続人の中に未成年者と親権者両方がいる場合において、遺産分割協議を行うときは利益相反取引となります。親権者は、未成年の子に代わって遺産分割協議を行います。親権者も相続人であり、一方の取得財産が多くなると他方の取得財産が減少することになるので、子を代理して遺産分割協議を行うことが利益相反取引となるのです。これは、相続人の中に成年後見人と成年被後見人が両方いる場合も同様です。

このような場合、家庭裁判所に特別代理人を選任してもらい、その特別代理人が遺産分割協議に参加することになります。特別代理人は、本人の法定相続分を確保する必要があります。例えば、相続人が配偶者と子3人の場合、配偶者の法定相続分は2分の1、子の法定相続分はそれぞれ6分の1となりますが、特別代理人はこの法定相続分を確保することが必要となります。

最も、特別代理人選任申立の時点で、家庭裁判所に遺産分割協議書案を提出するので、特別代理人は選任されたものの、本人の法定相続分を確保出来なかったということが起こるとは考えにくいです。

なお、特別代理人は未成年の子ごとに選任する必要があります。

## 2. 特別代理人が不要な場合

相続が発生した場合において、相続人の中に未成年者と親権者両方がいる場合でも、法定相続(それぞれ法定相続分を取得)の場合は特別代理人は不要です。また、未成年者が相続放棄をする場合、親権者が未成年者より前に又は同時に相続放棄をする場合、特別代理人は不要です。

相続放棄の場合に気を付けなければならないのは、被相続人の遺産に負の遺産の方が多く、親権者が良かれと思って未成年者の相続放棄を申し立てても、親権者自身も相続放棄をしなければ許されないこととなります。

## 3. 特別代理人は誰になるのか？

特別代理人になるには、資格などは必要ありません。また、民法の中に特別代理人の欠格事由なども規定されていますが、成年後見人の欠格事由が適用されています。以下が、特別代理人の欠格事由となります。

- ①. 未成年者
- ②. 破産者
- ③. 行方不明者

なお、特別代理人は法人でもなれます。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

# 司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士  
久田事務所  
〒921-8812  
野々市市扇が丘9番20号  
扇が丘ビル106  
TEL: (076) 227-8019  
FAX: (076) 227-8061



### 〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「登記・相続・債務整理の無料相談」を実施しています  
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

✉ [info@hisada-office.jp](mailto:info@hisada-office.jp)

<http://www.hisada-office.jp/>